

令和5年5月11日

市政記者クラブ様

西区役所区政部総務課
担当：鈴木（電話 523-4510）

西区役所における文書の配付誤りについて

西区において、下記のとおり通達員による配付誤りがありましたのでご報告いたします。

記

- 1 発生日
令和5年5月10日（水）
- 2 発生場所
西区中小田井学区内（中小田井四丁目付近）
- 3 事実の概要
令和5年4月18日（火）、通達員がAさんに配付すべき、「令和5年度 利用者負担額納入通知書」（以下、「通知書」という。）をBさんに配付しました。Bさんが封筒を開封したところ、Aさん宛てのものであったことから、5月10日（水）、Bさんが西区役所にご連絡いただき、配付誤りが判明しました。
- 4 漏えいした個人情報
住所、氏名、子の氏名、利用者負担額月額、保育所名
- 5 対応
 - ・ Bさんについては、令和5年5月10日（水）、来庁された際に謝罪するとともに、通知書を回収しました。
 - ・ Aさんについては、令和5年5月11日（木）、区役所職員が謝罪のため訪問しましたが不在であったため、連絡が取れ次第、事情を説明し謝罪する予定です。
- 6 原因
Aさん宅とBさん宅は同じ集合住宅であり、投函する際の確認が不十分であったため。
- 7 再発防止策
通達員全員に対し、個人情報の重要性を改めて周知するとともに、配付前に必ず配付物が重なっていないか確認し、1通ごとに「声出し」「指差し確認」を行い、氏名と住所を確認したうえで投函するよう、改めて注意喚起を行い、確実な配付を通達員に再度徹底します。